

受付番号票貼付欄

株式会社合併による変更登記申請書

1. 会社法人等番号

1. フリガナ
商号

1. 本店

1. 登記の事由 吸収合併による変更

1. 許可書（又は認可書）到達年月日 平成 年 月 日

1. 登記すべき事項

1. 課税標準金額 金 円

1. 登録免許税 金 円

1. 添付書類

合併契約書 1 通

合併に関する株主総会議事録 2 通

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面
(株主リスト) 通

取締役会議事録 1 通

略式合併又は簡易合併の要件を満たすことを証する書面 通

簡易合併に反対の意思の通知をした株主がある場合における会社法第796条第3
項の株主総会の承認を受けなければならない場合には該当しないことを証する書面
通

公告及び催告をしたことを証する書面 通

異議を述べた債権者に対し弁済若しくは担保を供し若しくは信託したこと又は合併

をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面	通
消滅会社の登記事項証明書	1通
株券提供公告をしたことを証する書面	1通
新株予約権証券提供公告をしたことを証する書面	1通
資本金の額の計上に関する証明書	通
登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書	通
取締役及び監査役の就任承諾書	通
印鑑証明書	通
本人確認証明書	通
認可書（又は許可書，認証がある謄本）	1通
委任状	1通

上記のとおり，登記の申請をします。

平成 年 月 日

申請人

代表取締役

連絡先の電話番号

法務局 支局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



合併契約書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

合 併 契 約 書

商事株式会社(以下「甲」という。)と 株式会社(以下「乙」という。)
とは、両社の合併に関して次の契約を締結する。

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下
「本合併」という。)し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下の
とおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 商事株式会社

本店 県 市 町 番 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社

本店 県 市 町 番 号

第2条 甲は、本合併に際し、普通株式 株を発行し、本合併の効力発生日(以下「効
力発生日」という。)前日最終の乙の株主名簿に記載された各株主(甲及び乙を除
く。)に対して、その所有する乙の普通株式に代えて、当該普通株式 株につき甲
の普通株式 株の割合(以下「割当比率」という。)をもって割当交付する。

(注) 本条には、甲が合併に際して発行する株式の総数、もし数種の株式を発行するときは、その
種類及び数並びに乙の株主に対する新株の割合に関する事項を記載します。

2 甲が発行する株式数の合計に1株未満の端数株式が発生した場合には、これを切
り上げることとし、乙の株主に対して交付する株式数に1株未満の端数が生じた場
合には、これを一括売却又は買受けをし、その処分代金を端数を生じた株主に対し
て、その端数に応じて分配する。

3 本合併に際して発行する甲の新株式に対する利益又は剰余金の配当は、効力発
生日から起算する。

第3条 甲が合併により増加すべき資本金等の取扱いは、次のとおりとする。ただし、
効力発生日前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が、協議の上、
これを変更することができる。

(1) 増加する資本金の額 金 万円

(2) 増加する資本準備金の額 金 万円

(3) 増加するその他資本剰余金の額

会社計算規則第35条第1項の株主資本等変動額から上記(1)及び(2)
の額を減じて得た額

第4条 効力発生日は、平成 年 月 日とする。ただし、前日までに合併に必要な

手続が遂行できないときは、甲及び乙が、協議の上、会社法の規定に従い、これを
変更することができる。

第5条 乙は、平成 年 月 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎と
し、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を
効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、平成 年 月 日以降、効力発生日前日に至るまでの間に生じたその資産、
負債の変動については、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示しなければなら
ない。

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の
注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

第7条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

2 勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目につい
ては甲及び乙が協議して決定する。

第8条 甲と乙は、本合併契約書につき承認を得るため、平成 年 月 日までに、
それぞれ株主総会の承認を得るものとする。

第9条 この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由
により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れ
たる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し又は
解除することができる。

第10条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項につい
ては、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

第11条 本契約は関係官庁の認可を受けることができない場合又は甲乙各々の株
主総会の承認を得ることができない場合には、その効力を失うものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

県 市 町 番 号

(甲) 商事株式会社

代表取締役

県 市 町 番 号

(乙) 株式会社

代表取締役

(注) 合併契約書が複数ページになる場合には、各ページのつづり目に契印してください。契印は、署名
者のうち1名の印鑑で構いません。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

臨時株主総会議事録

(注) 存続会社の合併契約の承認に関する株主総会議事録です。消滅会社の契約承認の株主会議事録については、この議事録に準じて作成してください。

平成 年 月 日午前 時 分から、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数	名
発行済株式の総数	株
(自己株式の数 株)	

自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式のことをいいます。

議決権を行使できる株主の数	名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	個
出席株主数(委任状による者を含む)	名
出席株主の議決権の数	個
出席取締役 (議長兼議事録作成者)	

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役 は議長席に着き、本臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し直ちに議事に入った。

第1号議案 合併契約書承認の件

議長は、当会社と 株式会社との合併につき、平成 年 月 日付けをもって両会社の代表者間において締結した合併契約書の承認を求めたところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

議長は以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前 時 分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長、出席取締役がこれに記名押印する。

平成 年 月 日

商事株式会社臨時株主総会
代表取締役
取締役
取締役

(注) 株主総会議事録が複数ページになる場合には、各ページのつづり目に契印してください。契印は、議事録署名者のうち1名の印鑑で構いません。

	合計	75	75.0%
平成 年 月 日 商事株式会社	総議決権数	100	8

代表取締役 9・10

- 1 株主総会，種類株主総会，株主全員の同意，種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。
。種類株主総会等の場合は，対象となる種類株式も記載してください。
- 2 株主総会等の年月日を記載してください。
- 3 全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は，記載不要です。
。
- 4 自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし，議決権を有していれば，株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。
- 5 株主の氏名等は，総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。
記載を要する株主の数は，
議決権の割合の合計が，3分の2に達するまで
10位に達するまで
のいずれか少ない人数の株主を記載してください。
なお，同順位の株主が複数いることなどにより の株主が10名以上いる場合は，その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください（例：同順位1位の方が20名いる場合は20名全員を記載します。次の方は21位ですので，当該記載で10位に達したこととなります。）。
- 6 種類株式発行会社については，種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は，登記された名称を記載してください。
- 7 株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には，議決権数の割合の欄の記載は不要です。
- 8 総議決権数にも，自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。
- 9 証明書は，登記申請人名義で作成してください（ただし，組織再編の登記の場合には，例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。
- 10 印鑑は，証明書の作成者の登記所届出印を押印してください。

取締役会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

取締役会議事録

(注) 簡易合併を行う存続会社の合併決議に関するものです。

平成 年 月 日午前 時，当会社本店会議室において，取締役全員出席のもとに取締役会を開催し，本日の議案である当会社と 株式会社との合併に関する件につき慎重審議をした結果，全会一致をもって，別添の簡易合併に関する合併契約書を締結することに可決確定した。

上記決議を明確にするため，この議事録を作成し，出席取締役及び出席監査役全員下記に記名押印する。

平成 年 月 日

商事株式会社

出席取締役

同

同

出席監査役

(注) 簡易合併を行う場合に，存続会社における合併契約の承認に係る株主総会議事録に代えて添付する必要があります。

簡易合併の要件を満たすことを証する書面

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

会社法第796条第2項に該当する旨の証明書

1. 会社法第796条第2項第1号の額	金	円
(+ +)		
会社法796条2項1号イの額	金	円
同号ロの額	金	円
同号ハの額	金	円
2. 会社法第796条第2項第2号の額	金	円
		(1)
(+ + + + + -)		
資本金の額	金	円
資本準備金の額	金	円
利益準備金の額	金	円
会社法第446条に規定する剰余金の額	金	円
最終事業年度の末日における評価・換算差額等に係る額	金	円
新株予約権の帳簿価額	金	円
自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額	金	円
3. 1に掲げた額 ÷ 2に掲げた額		

3の割合は5分の1を超えないこと並びに会社法第796条及び会社法施行規則第196条の規定に従って計算されたことに相違ありません。

平成 年 月 日

商事株式会社
代表取締役 (2)

1 2の額については、計算した結果、500万円を下回る場合は500万円となります(会社法施行規則第196条)。

2 登記所に届け出た印鑑を押します。

簡易合併に反対の意思の通知をした株主がある場合における会社法第796条第3項の株主総会の承認を受けなければならない場合には該当しないことを証する書面
(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

証明書

(注)簡易合併を行った場合の反対の意思の通知をした株主が有する議決権の総数が会社法施行規則第197条に定める数に達せず、会社法第796条第3項の株主総会の承認を受けなければならない場合には該当しないことを証する書面です。

平成 年 月 日開催の取締役会の決議に基づく 株式会社との簡易合併についての公告又は通知に対して反対の意思の通知をした株主が有する議決権の総数は 個であるところ、会社法施行規則第197条に定める株式の数は 個であるから、会社法第796条第3項により株主総会の承認を得なければならない場合には該当しないことを証明する。

平成 年 月 日

県 市 町 番 号
商事株式会社
代表取締役

(注)簡易合併に反対の意思の通知をした株主がいる場合に添付する必要があります。

公告及び催告をしたことを証する書面

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

合併公告

商事株式会社(甲)と 株式会社(乙)は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成 年 月 日であり、両社の株主総会の承認決議は平成 年 月 日に終了(又は予定)しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 平成 年 月 日

掲載頁 頁

(乙)掲載紙 新聞

掲載の日付 平成 年 月 日

掲載頁 頁

平成 年 月 日

県 市 町 番 号

(甲) 商事株式会社

代表取締役

県 市 町 番 号

(乙) 株式会社

代表取締役

(注) 上記内容が掲載された官報、日刊新聞紙等を添付する必要があります。

催告書

(注) 知れたる債権者に対して合併に関する催告をする場合です。

拝啓 時下益々御清栄の段慶賀申し上げます。

さて、当社は、平成 年 月 日開催の株主総会において、 県 市 町 番 号 株式会社を合併してその権利義務一切を承継し、 株式会社は解散することを決議しました。上記に対し御異議がございましたら、平成 年 月 日までにその旨をお申出下されたく、以上会社法の規定により催告します。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

商事株式会社

掲載紙 官報

掲載の日付 平成 年 月 日

掲載頁 頁

株式会社

掲載紙 新聞

掲載の日付 平成 年 月 日

掲載頁 頁

敬具

おって、御異議のない場合には、御手数ながら別紙承諾書に御捺印の上御返送くださいたく存じます。

平成 年 月 日

県 市 町 番 号

商事株式会社

代表取締役社長

県 市 町 番 号

殿

(注) 登記申請書には、上記催告書の控えを添付し、その末尾に「上記のとおり債権者へ催告しました。

商事株式会社代表取締役」と記載して、代表取締役が押印します。なお、債権者が多数であって、上記催告書が同文であるときは、上記の催告書の控えの1通に、債権者名簿を合わせてとじて、その末尾に上記と同様の記載押印をし、かつ、各葉のつづり目に契印をすれば足ります。

異議を述べた債権者に対し弁済若しくは担保を供し若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

合併異議申述書の例

合併異議申述書

拝復、貴社におかれては、去る 月 日の株主総会の決議に基づき、 株式会社を合併せられるとして、過日異議申出の御催告を受けましたが、私は、上記合併について異議がありますので、会社法第799条の規定により上記異議を申し述べます。

平成 年 月 日

県 市 町 番 号
債権者

商事株式会社
代表取締役社長 殿

弁済金受領証書の例

弁済金受領証書

一金 円也 ただし、 の売掛代金
貴社と 株式会社の合併につき 月 日異議あることを申し出ましたところ、本日上記金額の弁済を受け、正に受領しました。

平成 年 月 日

県 市 町 番 号

商事株式会社
代表取締役社長 殿

証明書

(注) 合併に異議を述べた債権者について合併をしてもその者を害するおそれのないことを証する書面です。

平成 年 月 日開催の臨時株主総会の承認決議に基づく 株式会社との合併についての公告又は通知に対して異議を述べた については、次のとおりその債権の弁済期における弁済が確実であり、合併をしてもその者を害するおそれがないことを証明する。

記

が有する債権	
債権額	金 円
弁済期	平成 年 月 日
担保の有無	有（又は無）
合併当事会社の資産状況	別紙貸借対照表のとおり
その他営業実績等	別紙営業報告書のとおり
附属書類	
登記事項証明書	通
貸借対照表	2 通
営業報告書	2 通

平成 年 月 日
 県 市 町 番 号
 商事株式会社
 代表取締役

(注) 合併に異議を述べた債権者がいる場合であって、合併をしてもその者を害するおそれのない場合に添付する必要があります。

株券提供公告をしたことを証する書面

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

合併につき株券提供公告

当社は、 商事株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券(新株予約権証券,新株予約権付社債券を含む)を有する方は、効力発生日までに当社に御提出ください。

平成 年 月 日

県 市 町 番 号
株式会社
代表取締役

- (注) 1 上記内容が掲載された官報, 日刊新聞紙又は電子公告調査機関の調査報告書を添付する必要があります。
- 2 新株予約権提供公告をしたことを証する書面についても同様に作成します。

資本金の額の計上に関する証明書の例(吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主資本を引き継ぐ場合以外の場合)

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

資本金の額の計上に関する証明書(注1)

株主資本等変動額(会社計算規則第35条第1項)

金 円

吸収合併存続会社の資本金の増加額 円は、会社法第445条及び会社計算規則第35条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。(注2)

平成 年 月 日

県 市 町 丁目 番 号
株式会社

代表取締役 (注3)

- (注) 1 合併により資本金の額が増加する場合に添付します。
2 吸収合併存続会社の資本金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定める必要があります(会社計算規則第35条第2項)。
3 代表者が登記所に届け出ている印を押す必要があります。

登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書(注1)

1 吸収合併により消滅する 株式会社に係る登録免許税法施行規則第12条第5項に掲げる額は、次のとおりである(注2)。

吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額(登録免許税法施行規則第12条第5項第1号)

金 円

吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における負債の額(登録免許税法施行規則第12条第5項第1号)

金 円

吸収合併後存続する株式会社又は合同会社が当該吸収合併に際して当該吸収合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産(当該吸収合併後存続する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。)の価額(登録免許税法施行規則第12条第5項第2号)

金 円

の交付する財産のうち当該吸収合併後存続する株式会社が有していた自己の株式の価額(登録免許税法施行規則第12条第5項第3号)

金 円

上記の額に相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

県 市 町 丁目 番 号
商事株式会社

代表取締役 (注3)

(注)1 合併により資本金の額が増加する場合に添付します。

2 吸収合併により消滅する会社が複数である場合、各会社ごとに から までの額を記載するものとする。ただし、証明書はまとめて1通として差し支えありません。

3 代表者が登記所に届け出ている印を押す必要があります。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、平成 年 月 日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役（注1）に選任されたので、その就任を承諾します。

平成 年 月 日

県 市 町 丁目 番 号

（注2）

商事株式会社 御中

（注）1 代表取締役、監査役についても同様に作成します。

- 2 取締役会設置会社において代表取締役が新たに就任する場合及び取締役会を設置しない会社において取締役が新たに就任する場合には、就任承諾書に市町村に登録した印鑑を押す必要があります。それ以外の場合には認印で差し支えありません。

委任状の例

委 任 状

県 市 町 丁 目 番 号

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当社は、平成 年 月 日株式会社 を合併したので、その変更登記の申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件（注1）

平成 年 月 日

県 市 町 丁 目 番 号

商事株式会社

代表取締役

（注2）

（注）1 原本還付の請求をする場合に記載します。

2 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押します。

